

保護者に知ってほしい 「青少年に係る法律豆知識」

1 ゲームセンター等への入店、深夜における外出、有書図書、有害玩具などについて

(1) 風俗営業を営む者は、18歳未満の青少年を客として入場させてはいけません。

【罰則】1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律：以降「風営法」)

※ 一部のゲームセンター(三重県公安委員会から風俗営業の許可を受けているゲームセンター)は、18歳未満の者は午後10時、16歳未満の者は午後6時以降入場させてはいけません。

(2) カラオケボックス、ゲーム機を設置している店舗(風営法で許可されたゲームセンターを除く)、インターネットカフェ、マンガ喫茶を営む者は、保護者同伴の場合を除くほかは、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。

【罰則】10万円以下の罰金(三重県青少年健全育成条例)

(3) 保護者の同意を得る正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出したり、外泊させたりしてはいけません。

【罰則】10万円以下の罰金(三重県青少年健全育成条例)

(4) 図書類取扱業者は、有害な図書類を青少年(6歳以上18歳未満)に売ったり、宣伝してはいけません。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(三重県青少年健全育成条例)

(5) 刃物類やがん具類の販売業者は、有害な刃物類や有害ながん具類を青少年に販売してはいけません。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(三重県青少年健全育成条例)



(6) 青少年に対して、非行集団(暴走族など)に加入することを強要したり、非行集団からの脱退を妨害してはいけません。

【罰則】50万円以下の罰金(三重県青少年健全育成条例)

2 飲酒について（未成年者飲酒禁止法）

(1) 保護者（保護者に代わる方）は、わが子（20歳未満）が飲酒をしていることを知ったときには、止めなければなりません。

【罰則】 科料

(2) お店は、青少年（20歳未満）が飲酒することがわかっていて、酒類を売ってはいけません。【罰則】 50万円以下の罰金



3 喫煙について（未成年者喫煙禁止法）

(1) 保護者（保護者に代わる方）は、わが子（20歳未満）が喫煙していることを知ったときは、とめなければなりません。【罰則】 科料（1万円以下の罰金）

(2) お店は、青少年（20歳未満）が喫煙することがわかっていて、たばこや器具を売ってはいけません。【罰則】 50万円以下の罰金

4 働くことについて（労働基準法、児童福祉法、風営法）

(1) 事業者は、中学校を卒業していない青少年（満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで）を働かせてはいけません。

【罰則】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（労働基準法）

ただし、満13歳以上15歳未満の青少年については、修学時間外に、健康及び福祉に有害でなく、その労働が軽易なものについては、行政官庁（所轄労働基準監督署長）の許可を受けて使用できる。また、映画製作・演劇に限り、満13歳に満たない青少年についても同様の条件で使用できる。

(2) 事業者は、満18歳に満たない青少年を22時から翌日5時の間は使用してはいけません。また、13歳以上の中学生と芸能活動を行う中学生以下の青少年は20時から翌日5時の間使用してはいけません。

【罰則】 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金（労働基準法）

(3) 事業者は、15歳以下の青少年に酒席で客に接待させる仕事をさせてはいけません。

【罰則】 3年以下の懲役若しくは100円以下の罰金又は併科（児童福祉法）

(4) 風俗営業を営む者は営業所で、18歳未満の青少年に客の接待をさせたり、客の相手となってダンスをさせてはいけません。

【罰則】 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科（風営法）

(5) 風俗営業を営む者は営業所で22時から翌日の日出時までの時間において、18歳未満の青少年に客に接する仕事をさせてはいけません。

【罰則】 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科（風営法）

5 インターネットや携帯電話・多機能携帯電話（スマートフォン等）について

- (1) 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めなければなりません。



(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

- (2) 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意しなければなりません。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

- (3) 保護者や学校関係者等は、青少年にとって有害である情報が伝わらないよう努めるとともに、有害情報に関する健全な判断能力を育てるよう啓発や教育に努めなければなりません。(三重県青少年健全育成条例)

6 児童虐待について

- (1) 「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満）に次に掲げる行為を行うことを指します。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待の防止等に関する法律)

※ 上記に示した「青少年」は、正しくは法令により呼称や年齢区分が異なりますので、以下の表を確認してください。

法令の名前	「青少年」呼称	年齢区分
未成年者飲酒禁止法	未成年	20歳未満の者
未成年者喫煙禁止法	未成年	20歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者
	未成年	20歳未満の者
児童福祉法	児 童	18歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
三重県青少年健全育成条例	青少年	6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く。）